

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する 条例施行規則の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額が定められたことに伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を改めるためのものである。

2 改正の内容

別表第1（第1条の2関係）



年齢階層ごとに補償基礎額の最低限度額及び最高限度額として教育委員会が定める額は、別表第1のとおりとする。

改正前		
年齢階層	最低限度額	最高限度額
25歳未満	5,589円	13,384円
25歳以上30歳未満	6,164円	14,322円
30歳以上35歳未満	6,577円	17,163円
35歳以上40歳未満	6,854円	19,407円
40歳以上45歳未満	7,070円	21,601円
45歳以上50歳未満	7,208円	22,760円
50歳以上55歳未満	7,090円	25,308円
55歳以上60歳未満	6,583円	25,093円
60歳以上65歳未満	5,420円	20,870円
65歳以上70歳未満	3,970円	15,258円
70歳以上	3,970円	13,384円

改正後		
年齢階層	最低限度額	最高限度額
25歳未満	5,436円	12,957円
25歳以上30歳未満	6,049円	13,985円
30歳以上35歳未満	6,272円	16,696円
35歳以上40歳未満	6,693円	19,689円
40歳以上45歳未満	7,049円	21,505円
45歳以上50歳未満	7,096円	22,898円
50歳以上55歳未満	6,994円	25,189円
55歳以上60歳未満	6,570円	25,319円
60歳以上65歳未満	5,473円	21,022円
65歳以上70歳未満	3,940円	16,117円
70歳以上	3,940円	12,957円

3 施行期日 公布の日から施行

4 適用期日

令和4年4月1日以後に支給すべき理由が生じた補償年金等並びに同日前に支給すべき理由が生じた補償年金等で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用する。

令和4年4月1日以後この規則の施行の日の前日までに支給すべき理由が生じた長期療養者の休業補償及び傷病補償年金等並びに令和4年3月31日以前に支給すべき理由が生じた傷病補償年金等で令和4年4月1日から施行日の前日までの期間について支給すべきものの補償基礎額の適用については、改正後の別表第1の規定中「5,436円」とあるのは「5,589円」と、「12,957円」とあるのは「13,384円」と、「6,049円」とあるのは「6,164円」と、「13,985円」とあるのは「14,322円」と、「6,272円」とあるのは「6,577円」と、「16,696円」とあるのは「17,163円」と、「6,693円」とあるのは「6,854円」と、「7,049円」とあるのは「7,070円」と、「21,505円」とあるのは「21,601円」と、「7,096円」とあるのは「7,208円」と、「6,994円」とあるのは「7,090円」と、「25,189円」とあるのは「25,308円」と、「6,570円」とあるのは「6,583円」と、「3,940円」とあるのは「3,970円」とする。